

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 2 3 3 号)

平成 1 5 年 3 月 1 0 日

横情審答申第233号

平成15年3月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成13年8月15日保政第65号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「相談カード」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「相談カード」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「相談カード」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年6月25日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書は、個別の相談に際して相談者の氏名、住所（区・町名まで）、相談にかかわる具体的な事実関係などのほか弁護士の説明、助言などについて記載するので、開示することにより相談者が識別される。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書の秘密の保持とその信頼性の確保は、実施機関に課せられた責務である。

本件申立文書には、「秘」と印刷されており、様式上もこの趣旨を徹底している。

万一本件申立文書を開示するとなれば、相談者の法律相談に対する信頼を根本から失わせ、法律相談の適正な遂行に多大な支障を及ぼす結果となる。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てにかかわる処分を取り消し、再度納得のいく説明を求める。

(2) 非開示とした理由にそもそも合理性（真実味）も妥当性（誠意ある運用姿勢、内容）もない。

(3) 「個人情報」とか「守秘義務」とか、本来の理念とは乖離した運用実態（これらを隠れ蓑的に使っている。）に基づき、行政サイドだけにたった一方的かつ「濫用」の

嫌いもあり、本開示制度の趣旨をねじ曲げた違法・不当な決定であって、到底承服できるものではない。

- (4) 説明・理由を求めても答えてもらえないばかりか、仮に答えてもらったとしても、その行政回答の内容及び回答姿勢はいつも形式だけである。
- (5) 文書廃棄については、既に処分庁から説明謝罪を受けているので、特に問題にする気はないが、意見書を出させる趣旨が分かりかねる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市の各区役所では、不動産、相隣、親族、相続、金銭等生活上のトラブルに見舞われた市民の便宜を図るため、横浜弁護士会から弁護士の派遣を受けて、毎週、半日単位で１～２回法律相談を実施している。

横浜市の各区役所で法律相談を実施する場合には、法律相談を実施した記録として、また、相談内容等を集計する必要から相談カードを作成しており、要綱等で様式を定めてはいないが、全市共通の様式を使用している。

本件申立文書は、保土ケ谷区において法律相談を実施した際の平成10年５月から平成11年５月までの相談カードである。

なお、実施機関から当審査会に提出された平成13年12月５日保政第108号「諮問対象文書の一部廃棄について」の報告及び当審査会が平成14年11月15日に行った実施機関からの事情聴取によれば、実施機関は、本件申立文書のうち、平成10年５月分から平成11年３月分までについて、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第14条の規定により、開示請求があった時点で廃棄年度を延長しなければならないところ、誤って当初の廃棄年度であった13年度を廃棄年度として平成13年６月27日に廃棄した。

したがって、当審査会としては、現存する平成11年４月分及び５月分を本件文書として審議することとする。

(2) 条例第７条第２項第２号の該当性について

ア 条例第７条第２項第２号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、本件文書を非開示としているので、次にそ

の妥当性について検討する。

ウ 本件文書には、相談日、受付年月日、相談内容、相談者の氏名、区、町名までの住所、担当弁護士名、要旨、説明の各欄及び集計用に分類された種別項目欄が記録されている。

相談内容、要旨、説明の各欄には、相談に関わる具体的な事実関係など弁護士が聞き取った情報、解決方法や必要な手続、適用法令・条文、関係機関など弁護士が説明、助言した内容等が記録されていることが認められる。

本件文書は、相談者が何らかの生活上のトラブルに見舞われた場合に、弁護士に相談した内容が記録された相談者ごとに作成された文書であり、相談者の氏名、住所等個人が識別できる情報と弁護士が相談者から聞き取った情報や個別相談の内容に応じて説明、助言した内容が記録されている。

したがって、本件文書には、特定の個人が法律相談をしたことをも含めて、他人に知られたくない個人に関する情報が記録されており、個人のプライバシー保護の観点から、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから当該文書全体が本号本文に該当する。

エ 前記ウにおいて開示しないことができると判断した個人に関する情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件文書について、本号に該当するとして非開示としているが、当該文書は、条例第7条第2項第2号本文に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件文書を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

なお、前記(1)で述べたように、実施機関は、本件申立文書の一部を誤って廃棄しているが、条例第33条に定めるとおり、本条例の適正かつ円滑な運用に資するためには、文書の管理が適正になされなければならないことは言うまでもなく、

過失によるものだったとしても、対象文書を廃棄したことは、甚だ遺憾である。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、文書管理について十分注意されたい。

また、本件申立文書のうち、既に廃棄されて現存しない文書については、仮に本件非開示決定が取り消されたとしても、実施機関が開示することは不可能であるから、実施機関は、本件文書を除くその余の文書の非開示決定に対する異議申立てについては、これを却下することが相当であるとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 8 月15日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年 9 月28日 (第 254 回審査会)	・ 諮問の報告
平成 14 年 8 月 23 日 (第 276 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年11月1日 (第 1 回第一部会)	・ 審議
平成14年11月15日 (第 2 回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取
平成14年12月13日 (第 3 回第一部会)	・ 異議申立人から意見聴取
平成14年12月26日 (第 4 回第一部会)	・ 審議
平成15年1月17日 (第 5 回第一部会)	・ 審議
平成15年 2 月14日 (第 6 回第一部会)	・ 審議